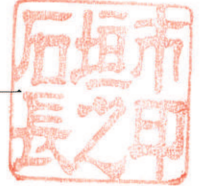


石垣市告示第181号

石垣市新庁舎ネットワーク等構築業務委託について公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり公告する。

令和元年11月20日

石垣市長職務代理者  
石垣市副市長 川 満 誠



1. 業務概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 業務名   | 石垣市新庁舎ネットワーク等構築業務委託  |
| (2) 業務内容  | 本事業の対象業務は以下の通りである。詳細は別途資料「石垣市新庁舎ネットワーク等構築業務委託仕様書」を参照すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電話設備関連</li><li>・ 庁内LAN機器設置</li><li>・ 監視カメラシステム</li><li>・ 入室管理システム</li><li>・ 建物安全度判定サポートシステム</li><li>・ 気象情報観測システム</li></ul> |
| (3) 期間    | 契約締結の翌日から開庁年度末まで（予定）   |
| (4) 提案上限額 | 212,570,000円（税込み）  |

2. 参加申込み期間

令和元年11月20日(水)から令和元年12月3日(火)まで

3. 選考方式

- (1) 公募型プロポーザル方式として応募申請書を提出したもののうち、参加資格要件を満たすものについて、次のとおり審査を行う。
- (2) 「石垣市新庁舎ネットワーク等構築業務委託者選定プロポーザル審査委員会」による企画提案書の記載項目評価・プレゼンテーション評価（技術点）と、提案価格内訳書の価格評価（価格点）を行い、上位2社程度を選定する。

4. 参加資格

本プロポーザルの参加者は次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む）を有していること。

- (2) 県内の市町村で、契約主体として本調達と同様の対象業務に対して構築、運用実績を有していること。
- (3) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (5) 国税及び市県民税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく構成手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

## 5. 事務局

石垣市 総務部 新庁舎建設室

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

TEL：0980-87-0023 FAX：0980-83-1427

E-mail：tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp

## 6. 資料の配布

### (1) 配布方法

石垣市 総務部 新庁舎建設室ホームページへの掲示。

<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/soumubu/tyousha/index.htm>

### (2) 配布期日

令和元年 11 月 20 日（水）より

## 7. その他

- (1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- (2) 参加事業者は複数の提案を行うことはできない。また、同一の事業者が複数の提案の協力事業者として参加することは認めない。
- (3) 本公募に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。